

事業名	田原本町庁舎施設省エネルギー化（ESCO）事業
事業場所	田原本町本庁舎 奈良県磯城郡田原本町890番地の1

	質疑内容	回答内容
1	実施要領2頁 2-(3)-(イ) ESCO設備及び当町の既存設備等に関する運転指針を示しとありますが、既存設備等とは何を示しますでしょうか。名称、型式、台数をご教示いただけますでしょうか。	既存設備等とは中央監視盤や既設配管等を指します。名称、型式、台数は、システム管理であり、ご質問の内容をすべて回答することは困難であるため、ウォークスルー調査にてご確認ください。 同項（ク）に例示しているように中央監視盤で集中管理している設備が他にありますので、当該事業の前後で運用に支障が出ないようにしてください。
2	実施要領2頁 2-(3)-(ウ) 地方債申請業務の補助とありますが、具体的にどのような内容でしょうか。申請に必要な資料一覧などあればご提示頂く事は可能でしょうか。	地方債の申請を行う際に、必要な書類の作成や資料の提供等をしていただくことを想定しています。現時点では、具体的にお示しすることができませんので、起債申請時（令和7年12月予定）に必要なに応じて依頼させていただきます。
3	実施要領2頁 2-(3)-(ク) 空調の取替必須機器の明示がないため、別途お示しいただくことは可能でしょうか。	本町のプロポーザルの実施にかかるホームページに掲載している空調設備リストが空調の取替必須機器となります。 https://www.town.tawaramoto.nara.jp/material/files/group/11/ESC08.pdf （空調設備リスト）
4	実施要領2頁 2-(3)-(ク) 屋上への機器新設に伴い設備荷重増加が見込まれる計画とする場合、荷重検討を行う必要があるが、構造図および構造計算書等のデータをいただく事は可能でしょうか。	実施要領P. 23 15閲覧資料で対応します。
5	実施要領2頁 2-(3)-(ク) 参考資料「パッケージエアコン資料」には町民ホールにおける空調設備の記載がありますが、参考資料「空調設備リスト」には町民ホールにおける空調設備の記載がありません。町民ホールは対象外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	実施要領2頁 2-(3)-(ク) 照明設備の管理運用について例で中央監視盤での管理とありますが、現状の中央監視装置の管理点リスト一覧を開示していただけますでしょうか。	システム管理であり、ご質問の内容をすべて回答することは困難であるため、ウォークスルー調査時にてご確認ください。
7	実施要領7頁 6-(5)-⑩ 参加資格申請の時には不要かと存じますが、提案書の提出時に添付する認識でよろしいでしょうか。	参加資格申請時に、概算の見積書の提出をお願いします。概算での見積り提出が困難な場合は当町へ申し出てください。
8	p. 7 6 参加申請の方法 (5) 提出書類 →提出資料に見積書がございますが、参加表明時に見積書の提出が必要でしょうか。	上記7の回答をご確認ください。
9	実施要領8頁 6-(6) データはODに保存して提出するという認識でよろしいでしょうか。また、正本1部のみ製本し、副本は製本せずクリアファイル等に格納した紙媒体にて提出するという認識でよろしいでしょうか。 ※20頁 14-(1)も同様の認識でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
10	p. 8 6 参加申請の方法 (6) 提出部数 →副本及びデータは参加事業者を特定できる情報を黒塗りする場合は、副本及びデータの提出は必要でしょうか。提出資料の大半が黒塗りになる可能性がございます。	黒塗りの副本及び黒塗りのデータの提出は必要です。黒塗りの箇所については、実施要領P. 8 (6) 提出部数をご確認ください。

事業名	田原本町庁舎施設省エネルギー化（ESCO）事業
事業場所	田原本町本庁舎 奈良県磯城郡田原本町890番地の1

	質疑内容	回答内容
11	実施要領10頁 7-(5)-(ア) 申込方法をお示しいただけますでしょうか。また、参加人数と調査時間に制約はありますか。	会社名、担当者名、人数、希望日時（第3希望まで記載してください）を4月30日（水）の正午までにメール（somusho@town.tawaramoto.nara.jp）にてお申込みください。5月1日（木）午後5時までに返信します。また、参加人数の上限に定めはありませんが、実施の都合上、人数を調整させていただくこともありますのでご了承ください。調査時間は、3日間とも午前（9時から12時）、午後（13時30分から16時30分）から選択してください。
12	p. 13 9 第2次審査 (5)その他 →プレゼンテーション時にESCO提案書の記載内容と同一内容でパワーポイントを使ってまとめた資料を配布することは可能でしょうか。配布不可の場合は提案書提出時にパワーポイント資料を同時提出し、プレゼンテーション時に使用することは可能でしょうか。	プレゼンテーション時にESCO提案書の記載内容と同一内容でパワーポイントを使ってまとめた資料を配付することはできません。パワーポイント資料を提案書と同時に提出し、プレゼンテーション時に使用することは可能です。
13	実施要領14頁 11-(2)-(ア) 取替対象となる空調機器の稼働時間、冷暖房の設定温度、冷暖房期間、照明の点灯時間をお示しいただけますでしょうか。	原則6月期に冷房（28℃設定）を、12月期に暖房（19℃設定）を稼働しています。（例年、冷房は6月上旬～10月上旬、暖房は12月上旬～4月上旬に稼働。最高気温及び最低気温を勘案し、期間を変更。）空調機器、照明の稼働時間は、基本的に開庁日の午前8時頃から午後5時30分頃までですが、延長等が必要な場合は適宜対応しています。
14	実施要領14頁 11-(5)-(ア) ①「消費税及び地方消費税の税率の変更についても勘案の上で行う」とありますが、事業者負担とならない認識でよろしいでしょうか。P18の「表 予想されるリスクと責任分担」では消費税の変更は町負担となっております。	お見込みのとおりです。
15	p. 18 表 予想されるリスクと責任分担 →「制度の変更 消費税以外の税に関するもの」の負担者が事業者のみとなっておりますが、事業者要因で変動するものではないため両者協議との認識でよろしいでしょうか。	「制度の変更 消費税以外の税に関するもの」については事業者負担となります。
16	実施要領20頁 14-(1) 特に定めのないよう提案書につきましては、ページ数に制限はないという認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	実施要領23頁 15資料閲覧の申し込み方法などがあればご教授下さい。	事務局まで電話にて会社名、担当者名、閲覧希望日時、閲覧希望資料を伝えて申し込んでください。
18	別紙 1 昼夜の使用状況が把握したいため、電力量 30 分値のデータ（受電日誌等）1 年分を提示していただくことは可能でしょうか。	実施要領P. 23 15閲覧資料で対応します。
19	別紙 電力量の需要規模から1月分は、12月に使用されたもの（全期間 一カ月ズレ）と推測しますが、ご確認いただくことは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。

事業名	田原本町庁舎施設省エネルギー化（ESCO）事業
事業場所	田原本町本庁舎 奈良県磯城郡田原本町890番地の1

	質疑内容	回答内容
20	<p>一般事項 施設内建材や設備などのアスベスト含有調査は実施済みでしょうか。実施済みの場合、調査結果のご教示をお願い致します。また、実施していない場合、本事業にて実施し、除去費用については本事業外としてよろしいでしょうか。</p>	<p>施設内建材や設備などにはアスベストが含有されていないと認識しております。事業実施において、アスベスト調査や除去が必要となった場合については、事業者において実施し、費用については本町と協議するものとします。</p>
21	<p>・アスベスト対策に関して →過去に調査済みであり、事業対象となり得る、撤去機器、配管、ガスケット類、天井ボード、吹き付け断熱等の箇所においては事業者で再調査は必要無いという認識でよろしいでしょうか。 未調査箇所が事業の対象となった場合の調査費、調査結果に基づいた対処費用等は別途という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>上記20の回答をご確認ください。</p>
22	<p>・照明器具安定器のPCB含有の確認について →既に調査済みであり、含有器具は一切ないとの認識でよろしいでしょうか。もし未確認の場合はPCB含有について、着工時に対象施設の施工年数よりメーカーホームページ等で確認したものを提出するとの認識でよろしいでしょうか。 また、施工中に疑わしい安定器が発見された際は、その都度対象の安定器のPCB含有を確認するとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>田原本町役場本庁舎は平成6年に建設されているものであり、照明器具安定器のPCB含有の可能性は極めて少ないと考えております。 想定される対応についてはお見込みのとおりです。</p>